**平成２３年（フ）第８６４号**
神奈川県厚木市下川入325番地19
債務者　西岡　禮子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第８６６号**
神奈川県愛甲郡愛川町中津1719番地
債務者　関戸　　勝
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第８７２号**
神奈川県平塚市山下726番地　県営平塚山下アパート16―203
債務者　北村　麻美
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第８７８号**
神奈川県平塚市河内98番地の１　ハイツ船橋201号
債務者　鶴丸誠一郎
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第５５９号**
新潟市北区葛塚1328番地７
債務者　戸石　峰夫
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２７７３号**
名古屋市天白区植田南２丁目113番地　メゾン植田10Ａ号
債務者　大野　和美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第４８７号**
愛知県稲沢市長野１丁目10番26―102号
債務者　島村　訓生
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第５１６号**
愛知県犬山市大字橋爪字下前田５番地２　レオパレス橋爪中Ⅱ111
債務者　波田　真一
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第６７号**
京都府京丹後市峰山町杉谷982番地
債務者　大槻　典子（旧姓西口）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２３年（フ）第８７号**
京都府京丹後市峰山町杉谷946番地
債務者　吉岡　亜衣
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２４年（フ）第２号**
京都府宮津市字鶴賀2074番地
債務者　小谷　京子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２３年（フ）第２９３号**
松江市八雲町東岩坂1125番地
債務者　三上　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２９４号**
松江市八雲町東岩坂1125番地
債務者　三上よし子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２９８号**
松江市乃木福富町108番地２　ノースビレッジ205号
債務者　藤原　恒延
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第４２２号**
香川県高松市瀬戸内町３番19号
債務者　松川万須美
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第５３８号**
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目28番７号　草牟田ハイツ402号
債務者　丸岡　弘子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第６４０号**
鹿児島県西之表市西之表7486番地４　浜添アパート202
債務者　伊豆元新治
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係